

奈井江町農業委員会の委員候補者の募集案内

7月任期満了に伴う農業委員候補者を募集します。

1 募集の内容

- (1) 募集人数 10人
- (2) 任期 令和8年7月20日 から 令和11年7月19日まで（3年間）
- (3) 身分 奈井江町の特別職の非常勤職員
- (4) 報酬 月額34,000円

2 主な業務内容

- (1) 農業委員会の総会における農地の権利移動の許可や、農用地利用集積等促進計画の決定、転用許可に係る意見の具申等の審議及び決定並びにこれらに関連する現地調査
- (2) 農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に係る現地調査、指導及び監視業務
- (3) 農業者からの相談対応及び農業者への助言指導など

3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

- (1) 奈井江町に住所を有する者を基本とする（町外に住所を有する者も妨げない。）
- (2) 町の執行機関の委員でない者
- (3) 奈井江町職員でない者

※以下の方は推薦及び応募ができません。

○破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

○禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

4 推薦及び応募の方法

所定の申込書に必要事項を記入のうえ、推薦を受ける者又は応募する者の住民票（発行後3か月以内のもので、本籍及び筆頭者が記載されているもの）を添付して、持参又は郵送により、奈井江町農業委員会まで提出してください。（Eメール・FAXでの提出は受付不可）

- (1) 申込書様式
 - ・ 地区及び町内全域からの推薦 【様式第1号】
 - ・ 農業者が組織する団体等からの推薦 【様式第2号】
 - ・ 一般募集（個人による応募） 【様式第3号】

- (2) 受付期間

令和8年4月1日(水) から 令和8年4月30日(木)まで

※申込書受付は、平日午前8時30分から午後5時00分までです。

※申込書を郵送される場合は、令和8年4月30日(木)の消印有効です。

※申込み状況等によっては、受付期間を延長する場合があります。延長した場合には、奈井江町ホームページにてお知らせします。

(3) 募集案内及び申込書の入手方法

募集案内及び申込書は、奈井江町ホームページからダウンロードできるほか、奈井江町農業委員会にも用意します。

5 奈井江町農業委員申込者等に関する情報の公表

法令に基づき、受付期間の中間（4月中旬頃）及び終了後（5月上旬頃を予定）に申込者等に関する以下の情報を公表します。

- (1) 申込者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (2) 申込者が認定農業者であるか否かの別
- (3) 推薦、又は応募の理由

6 評価方法及び任命

町長の求めにより、奈井江町農業委員候補者評価委員会において、提出された書類をもとに、候補者の評価を行い報告します。（必要に応じて面接等を行うことがあります。）

町長は、評価委員会からの報告等を参考に農業委員候補者を決定し、議会の同意を得たうえで、農業委員に任命します。

なお、結果については、推薦者及び被推薦者及び応募者に文書で通知します。

※任命にあたっては、法令により、次の条件があります。

- ・ 認定農業者等が農業委員の過半数を占めること。
- ・ 農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を含めること。
- ・ 農業委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること。

7 注意事項

- (1) 提出された申込書等は、返却しません。
- (2) 追加の書類や説明を求める場合があります。
- (3) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担となります。
- (4) 申込書に記入されに内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に調査します。

8 申込書の提出先及び問い合わせ先

〒079-0392

空知郡奈井江町字奈井江11番地

奈井江農業委員会

☎0125-65-2118

奈井江町ホームページ <http://www.town.naie.hokkaido.jp>